

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第五号中「東京電力株式会社」を「東京電力パワーグリッド株式会社」に改める。

第六十六条第一項中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

第二百二十五条第三項中「送信するとき」の下に「その他知事が定めるとき」を加える。

第三百三十三条第一項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第三百八十六条第二項中「重要物品等のうち備品」を「重要物品」に、「備品出納簿」を「備品出納簿又は動物出納簿」に改め、「当該備品の」を削る。

第百九十条第一項及び第百九十一条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第二百九条第一項の表総務部人事課及び文書課の項中「人事課及び」を削り、同表西部環境管理事務所及び秩父環境管理事務所の項中「及び秩父環境管理事務所」を「、秩父環境管理事務所及び北部環境管理事務所」に改め、同表北部環境管理事務所の項を削り、同表花と緑の振興センターの項中「所長があらかじめ指定する職員」を「同」に改め、同条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター（産業労働部就業支援課並びに農林部畜産安全課、生産振興課及び森づくり課を除く。）の項及び産業労働部就業支援課の項中「産業労働部就業支援課」を「総務部文書課」に改め、同表秩父高原牧場の項中「所長の指定する職員」を「同」に改める。

第二百三十六条第一項を次のように改める。

この規則に定める帳簿その他の書類（以下この条において「帳簿等」という。）は、別記に掲げる様式により作成するものとする。ただし、帳簿等を電磁的記録により作成する場合には、当該様式のうち会計管理者が別に定める欄等の記載を省略して作成することができる。

第二百三十六条第二項中「前項本文」を「第一項」に改め、「様式」の下に「により作成した帳簿等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項

を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があり、かつ、短期間使用する帳簿等に限りに、会計管理者が別に定める様式により作成することができる。

別表第二第十六項を次のように改める。

16	備品購入費	7,000万円以上	500万円以上 7,000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満	300万円未満	{ 100万円未満のもの }			5,000万円以上	300万円以上
----	-------	-----------	----------------------	--------------------	---------	---------	----------------	--	--	-----------	---------

別記の表八十七の項中「152」を「152、162」に改め、同表百二十一の項を次のように改める。

121	債権管理簿									197,201	202,203	224
-----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------	---------	-----

様式第五十号中「き損」を「毀損」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考中「除権判決」を「除権決定」に改める。

様式第六十一号（一）から様式第六十二号までを次のように改める。

様式第八十七号中「（第152条関係）」を「（第152条、第162条関係）」に改める。

様式第一百十二号（六）中「本 庁」を「一 般」に、「データ伝送による口座振替分」を「税務課（データ伝送による口座振替分）」に改める。

様式第一百二十一号（九）から様式第一百二十一号（十一）までを次のように改める。

様式第百二十六号(一)を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第二百三十六条第一項ただし書の規定により定められた様式は、改正後の同条第二項の規定により定められた様式とみなす。

3 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。